

番 号：諮問第170号

答申日：令和元年9月11日

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年8月13日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年9月18日付け地政第04170002号の18で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成27年10月8日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、移動根拠の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書準備文書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 「作成又は取得していないため」との理由は、昭和 31 年 6 月 27 日頃策定「岩出町外四ヶ村合併促進協議会協定事項」第 12 項目一部区域の境界変更について「大字はそのまま移管、但し小倉村大字上三毛字船戸を『岩出町大字船戸』とする。」に矛盾する。
- (2) 船戸の一部(403)地籍簿記載地番の内、1110-7～1110-11、1115-4、1110-内1号、1113等地番は合併時小倉村大字上三毛に存在した。存在しないはずのこれ以外の地番を含め地籍調査地籍簿で登記できた根拠がないことはあり得ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

地籍調査では、事業実施主体が登記所地図（いわゆる公図）等を基礎として「調査図素図」を作成するとともに登記所の登記簿を基礎として「地籍調査票」を作成する。

次に事業実施主体は現地で所有権者等の立会により筆界の確認を行い、その結果を「地籍調査票」に記録し、署名押印をもらうとともに、「調査図素図」には確認した事項を図示する。（その図の名称は「調査図」となる。）

現地立会で確認した筆界を測量し、「調査図」から「原図」を作成し、地積測定（面積を求めること）を終了したときは、「地籍調査票」をもとに「地籍簿案」を作成する。

「原図」と「地籍簿案」は一般の人の閲覧に供され、異議申立ての機会を経て「地籍図」と「地籍簿」という成果になる。（国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 17 条）

事業実施主体はこれら成果について県に認証を請求する。

認証者である県は、その成果に測量若しくは調査上の誤り又は政令で定める限度以上の誤差があるかどうかを国の検査規定に基づき検査する者であり、県の検査後は国の承認を得て認証を行い、成果は登記所へ送付される。

異議申立人が開示請求書に記載した「船戸の一部（403）地籍簿」とは地籍調査

の成果であり、異議申立人は地籍調査によって土地を移動させたと考えていると推測されるが、以上のとおり、地籍調査は筆界を確定していく調査であり、「地番を移動させたり、確定したり」という処分行為を行うものではないため、請求文書は作成又は取得しておらず、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関は、地籍調査とは筆界を確定していく調査であり、「地番を移動させたり、確定したり」という処分行為を行うものではないことから、請求内容を満たす公文書は所有していないため、「作成又は取得していない」の理由により非開示決定を行った旨説明する。

地籍調査の性質について、実施機関の説明に矛盾はなく、そうすると、本件対象公文書を「作成又は取得していない」との主張は特段不合理ではない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成 27 年 10 月 20 日	○諮問（実施機関）
平成 27 年 11 月 5 日	○実施機関からの理由説明書を受理

平成 28 年 11 月 13 日	○異議申立人からの意見書準備文書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 30 年 12 月 26 日	○審議
平成 31 年 2 月 12 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 31 年 2 月 18 日	○実施機関からの資料を受理
平成 31 年 3 月 6 日	○審議
平成 31 年 3 月 27 日	○審議
令和元年 7 月 2 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 27 年 8 月 13 日	誤りがない船戸の一部（403）地籍簿記載地番の内、1110－7～1110－11、1115－4、1110－内1号、1113等地番は昭和31年9月30日付で岩出町と合併した時小倉村大字上三毛に存在した。岩出町に属しないこれら地番が岩出町大字船戸に移動した根拠となる公文書の開示。